



商店街の街路灯の省エネ化や撤去などを支援します

令和
8年度

前橋市 商店街リフレッシュ事業補助金

商店街等の団体が実施する街路等のLED化や撤去事業、設備補修などを行う場合に、経費の一部を助成します。

申請期間

令和8年4月1日から令和9年2月28日まで
※ 令和9年3月31日までに工事等が終了し、支払いが完了するものが対象です。

対象者

主として中小商業者で組織される商店街団体等

対象経費
及び
交付金額

Aタイプ 商店街等が管理している設備や案内看板等の補修

対象事業	補助率	補助上限額
・公共用道路のカラー舗装の補修 ・まちなか案内看板や花壇の補修 ・アーケードや休憩所など ・花壇	1/2	50万円

Bタイプ 街路灯やアーケードに付属する照明灯の新設や改修等

対象事業	補助率	1基当たりの補助上限額
街路灯の新設	1/2	10万円
街路灯の改修 (水銀灯のLED化)	1/2	10万円
街路灯の改修 (水銀灯のLED化以外)	1/2	7万円
街路灯の撤去	1/2	2万円

※1団体当たり上限250万円

※AタイプとBタイプを同一年度で申請することはできません
※水銀灯のLED化とそれ以外の改修工事で補助金額が異なります。
※原則として補助金交付決定前に発注・着手した事業に係る経費は対象外です。
※いずれも千円未満切捨て



027-210-2188 (直通)



nigiwai@city.maebashi.gunma.jp



補助金交付までの流れ

様式ダウンロードは
こちらから



申し込み

工事内容等が本補助金に合致するか、にぎわい商業課までご確認ください。

交付申請

右記の書類をにぎわい商業課に提出してください。

交付決定

事業実施

補助事業に着手し、工事完了後にはにぎわい商業課へ速やかにご連絡ください。

現地確認

実績報告

実績報告書等をにぎわい商業課に提出してください。

交付確定

補助金支払い

補助金は、交付確定後2~3週間程度で口座に振り込みとなります。

前橋市HPからダウンロード

- 交付申請書兼誓約書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 収支予算書（様式第3号）
- 消費税等課税区分届出書（様式第5号）

ご自身で用意するもの

- 見積書（原則3社）
※総事業費20万円以下の場合又は撤去事業のみの場合は市内業者に限り1社でも可
- 設置位置図
- 補助事業者の概要書（団体の会則、会員名簿）
- 会員の合意が得られたことを証する資料
※会議の議事録や会員からの同意書等
- 道路占用許可証の写し（撤去の場合は不要）

前橋市HPからダウンロード

- 実績報告書（様式第10号）
- 事業実績書（様式第11号）
- 収支決算書（様式第12号）

ご自身で用意するもの

- 設置位置図
- 領収書
- 写真（施工前・施工中・施工後）
- 契約書または請負書の写し
※総事業費20万円以下の少額工事の場合は不要

注意事項

- ▶ 予算額に達した時点で受付は締切ります。
- ▶ 新設後5年未満の設備に関する事業、過去5年以内に本補助金で新設・改修・補修した街路灯に関する事業は補助の対象にはなりません。
- ▶ 事業にあたっては施工前・中・後の写真が必要となりますので、発注事業者には事前にご相談ください。
- ▶ 市内事業者に工事発注をすることが条件です。ただし、市内事業者2社を含む3社見積の結果、最低価格となった場合はその限りではありません。
- ▶ 道路占用許可等、法令の制限がある場合は、それらに適合していることが条件となります。許可等が必要な場合には、あらかじめ確認してください。
- ▶ 要項に反した場合や不正手段により交付決定を受けた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。



027-210-2188（直通）



nigiwai@city.maebashi.gunma.jp